

# ワイズメンズクラブ京都部部則

## 第1章 総 則

### 第1条 (所属、構成、及び名称)

この組織は、ワイズメンズクラブ国際協会（以下、「国際協会」という）に加盟する日本区（西日本区）の京都府にある各ワイズメンズクラブ（以下、「クラブ」という）をもって構成し、京都部（KYOTO DISTRICT）（以下、「部」という）と称する。

### 第2条 (目的)

部は、国際協会の憲法及び綱領、並びに日本区（西日本区）の定款及び綱領目的を成就し、あわせて国際協会、日本区（西日本区）、及び部内クラブ間の融和を実現する。

## 第2章 組 織

### 第3条 (役員)

部には以下の役員をおく。

部長、次期部長、直前部長 各1名  
書記、会計 各若干名  
専任事業主査 各1名  
監事 1名  
特別委員 必要に応じて若干名

### 第4条 (役員を選任)

#### 1) 部長及び次期部長の選任

1. 部長には、前年度の次期部長が就任する。
2. 前年度の次々期部長が、当該年度に部長推薦を受け且つ評議会において承認を得た場合、次期部長に就任する。  
但し、特別の事情のある場合は、評議会の承認を得ることを条件に別の方法により選任することができる。
3. 次々期部長は、立候補者の中から別に定める推薦委員会の推薦を得たものが就任する。但し、立候補者がない場合は、輪番制の原則に基づき当該年度の部長が推薦したものが就任する。

#### 2) 書記、会計及び主査等の選任

書記、会計及び主査は、所属クラブ会長との協議のうえ部長が指名し、評議会の承認を得て選任する。

#### 3) 監事の選任

監事は、直前部長が就任することを原則とし、部長が指名し、評議会の承認を得て選任する。

#### 4) 特別委員の選任

部長は必要性を認めた場合、特別委員を任命することができる。

### 第5条 (役員任期)

役員任期は、毎年7月1日より翌年6月30日までとする。但し、再任を妨げない。

### 第6条 (役員任務)

#### 1) 部長の任務

1. 部長は、部を代表し、執行機関として部運営を総括し、評議会及び役員会を召集する。
2. 評議会及び役員会で決議若しくは承認された事項の執行。
3. 部長は、その権限を次期部長あるいは直前部長に委任してその任務を代行させることができる。

#### 2) 次期部長及び直前部長の任務

1. 次期部長及び直前部長は、部長を補佐する。
2. 部長に事故のある場合は、直前部長がその任務を代行し、直前部長にも事故のある場合は次期部長が代行する。

#### 3) 書記、会計及び主査の任務

1. 書記は、事務局員として部運営及び会議の事務を遂行し、部長を補佐する。
2. 会計は、事務局員として部会計事務を遂行し、会計報告を作成して、部長を補佐する。
3. 主査及び特別委員は、各専任事業を担当し、また必要に応じて部長の承認を得て委員会を設け、部長を補佐する。

4) 監事は、会計を監査し、部長に助言する。

### 第3章 会 議

#### 第7条 (評議会)

##### 1) 開催及び構成

1. 部には最高議決機関として評議会をおき、毎年度2回以上開催する。
2. 評議会は、部長、次期部長、直前部長、監事、クラブ会長並びに代議員をもって構成する。クラブ会長に正当な理由がある場合、代理出席を認める。

##### 2) 権限

1. 部則の改正
2. 諸規則の制定、改正、及び廃止
3. 事業計画及び収支予算の決定及び変更
4. 事業報告書及び収支決算報告書の承認
5. 役員 (特別委員を除く) の選任
6. その他特に重要な事項

##### 3) 定足数及び議決

評議会は、構成員の2/3以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

##### 4) 書記等の答弁義務

書記、会計、主査、特別委員、監事は、評議会に出席して、議長の指名により評議会答弁を行う義務を負う。

#### 第8条 (役員会)

##### 1) 構成等

1. 部には、執行に関する意思決定機関として役員会をおく。
2. 役員会は、部長、次期部長、直前部長、監事、書記、会計、主査及び特別委員をもって構成する。
3. 役員の補充は、部長が必要とする場合は、役員会の承認を得てすることができる。

##### 2) 権限

1. 評議会に提出する議案の決定

2. 前条2) 以外の部運営に必要な事項及び執行に関する事項の議決

##### 3) 議決

役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

#### 第9条 (事務局会議)

##### 1) 構成

事務局会議は、部長、書記、会計及び部長が選任した役員をもって構成する。

##### 2) 権限

1. 第7条2)、第8条2) 以外の部運営に必要な事項で、評議会あるいは役員会の議決あるいは承認を得ることのできない緊急を要する事項の決定及び執行
2. 部長の執行に関する事項の補佐

### 第4章 活 動

#### 第10条 (部会及び研修会)

- 1) 部は、部長ホームクラブ、部会ホストクラブ及び役員会の協力を得て、毎年度1回部会を開催する。
- 2) 部会は、部内クラブ全会員の集うフェスティバルと位置づける。
- 3) 部は、日本区 (西日本区) 若しくはクラブの要請により、又は自らの意思により主査事業を主催することができる。
- 4) 部は、次期役員予定者、新入会員その他の会員を対象に、役員の協力を得て、部研修会を毎年1回以上開催する。
- 5) 部は、以上に定める以外にも、その目的に合致する事業を行うことができる。

#### 第11条 (委員会)

部長は、必要に応じて委員会を組織し、その指導の下、必要な研究及び事業を行うことができる。

### 第5章 会 計

#### 第12条 (会計年度)

部の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

#### 第13条 (財政)

部の財政は、日本区（西日本区）より支出される部助成金並びに部に所属するクラブの所属会員の負担する部費をもって賄う。

#### 第14条（予算）

部の収支予算は、毎会計年度、部長、書記及び会計において編成し、役員会の承認を経て評議会の議決を得なければならない。

#### 第15条（会計報告）

会計は、会計年度末に会計報告を作成し、監事の監査を経て評議会の承認を得なければならない。

### 第6章 細 則

#### 第16条（細則）

部長は、部の組織、運営、及び会計に関し、役員会の承認を得て細則を定めることができる。但し、本部則に抵触するものであってはならない。

### 第7章 付 則

#### 第17条

本部則は、平成8年7月1日から施行する。  
日本区→西日本区に読替え

### 会 計 細 則

#### 第1条（部費）

部は、部に所属するクラブの所属会員から、会員一名につき部費として評議会の決議による年額3,400円を徴収する。（前期、後期半額分納による）。但し、YMCA連絡主事の部費は免除する。

#### 第2条（部会補助）

部は、部会ホストクラブに対し、部在籍人数に金1,000円を乗じた金額を補助する。

#### 第3条（部長公式訪問の登録費）

部長公式訪問を受けるクラブは、部長及び随行役員2名の例会登録費を免除する。

#### 第4条（YMCA周年行事及びクラブ・チャーター祝金）

部長は、部を代表して、以下の場合に祝金を贈ることができる。

- 1) 部内のYMCAが、周年行事（5の倍数年）を実施する場合。
- 2) チャータークラブが、クラブ・チャーター・ナイトを実施する場合。

但し、その要否及び金額については、役員会の承認を得なければならない。

2005年5月3日 改定  
2012年6月24日 改定  
2012年7月1日 施行

# 京都部則

2012.06.24.会計細則変更後  
(部則記載内容変更承認 2012.09.09)